



日本、中国その他の地域の最新法令に関する情報とともに、会社の設立、買収、労働問題、各種の商取引、紛争処理の方法その他企業法務に有益な情報をお届けします。

## H&J 最新法令情報

No.66  
2021 年 4 月 14 日

コロナ禍の中、いかがお過ごしでしょうか。ワクチン接種まではまだ時間がかかりそうです。皆さま、どうぞお身体を大切になさってください。

さて、しばらくお休みをしておりましたが、「H&J最新法令情報」(No. 66) をお送りします。本号では、先月 1 日から施行された日本の「会社法」改正の要点を整理し、《トピックス》として掲載いたしました。ご一読いただければと思います。

次回、「H&J最新法令情報」(No. 67) では、本年1 - 3月に制定された中国の最新法令情報をお届けする予定です。

当事務所では、昨年3月末にテレワーク体制に入りましたが、今年度も当分はこのままこの体制を維持する予定です。何かとご不便をおかけいたしますが、何とぞご諒解のほどをお願い申し上げます。

弁護士法人 久田・神保法律事務所

### 目 次

#### ■ トピックス

「会社法の一部を改正する法律」の概要..... 2

---

## トピックス

---

### 「会社法の一部を改正する法律」の概要

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）（以下「改正法」といいます。また、改正前の「会社法」を「旧法」といいます）が 2019 年 12 月 11 日に公布され、本年 3 月 1 日から施行されました。ただし、株主総会資料の電子提供制度の創設及び会社の支店の所在地における登記の廃止の規定はまだ施行されていません。これらの規定は、2022 年中に施行される予定です。

今回の改正の主なポイントは以下のとおりです。

#### 1. 株主総会に関する改正

##### (1) 株主総会資料の電子提供制度の新設（改正法第 325 条の 2～第 325 条の 5）

旧法下においては、インターネット等を用いて株主総会参考書類、計算書類、事業報告などの株主総会資料を株主に提供するためには、個別の株主の承諾が必要でした（旧法第 299 条第 3 項）。

今回の改正により、株主総会資料をインターネット等で開示する制度（電子提供制度）が新設され、株式会社は、定款で電子提供制度の採用を定めることにより、株式総会の招集を通知する際に、書面の株主総会資料を添付せず、それを開示しているウェブサイト URL 等の情報を掲載すれば良いこととなりました。ただし、書面での資料提供を希望する株主は、株式会社に書面の交付を請求することができます。

なお、株主総会資料の電子提供制度を採用した場合、株主総会の招集通知の発出期限は公開会社・非公開会社の区別を問わず一律に 2 週間となりますので、注意が必要です（改正法第 325 条の 4 第 1 項）。

##### (2) 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備（改正法第 305 条第 4 項、第 5 項）

近年、1 人の株主が大量に議案を提案するなど、株主提案権の濫用ともいうべき事

態が発生しており、このような権利行使の濫用に歯止めをかける必要がある状況となっていました。

そこで、改正法では、株主が提案できる議案の数について、10 個までとする上限を新たに設けました。ただし、株主総会会場において株主が提案する議案（いわゆる修正動議）については、制限は設けられていません。

## 2. 取締役に関する改正

### (1) 取締役の報酬の決定方針の策定義務（改正法第 361 条第 7 項）

旧法では、指名委員会等設置会社の報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければなりません（旧法 409 条 1 項）、それ以外には特段の定めがありませんでした。

改正法は、報酬が取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となり得るものであり、これを適切に機能させ、その手続を透明化するといった観点から、有価証券報告書提出会社（公開会社である大会社に限る）及び監査等委員会設置会社については、定款又は株主総会の決議で取締役の個人別報酬を具体的に定めている場合を除き、取締役会で取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（報酬決定方針）を定め、その概要等を開示しなければならないこととしました。

### (2) 非金銭報酬に係る株主総会の決議事項の明確化（改正法第 361 条第 1 項）

取締役の報酬として株式又は新株予約権を付与する場合、旧法の規定（旧法第 361 条第 1 項第 3 号）によると、「報酬等のうち金銭でないもの」として、株主総会で「その具体的な内容」を決議することになりますが、どのような内容を決議しなければならないかは必ずしも明確ではありませんでした。

改正法は、非金銭報酬に係る株主総会の決議事項を明確化し、取締役の報酬として株式又は新株予約権を付与する場合には、付与する株式又は新株予約権の数の上限を株主総会の決議により定めなければならないこととしました。

### (3) 取締役の報酬としての株式及び新株予約権に関する特則（改正法第 202 条の 2、第 236 条第 3 項、第 4 項、第 361 条第 1 項、第 409 条第 3 項）

旧法では、報酬として株式又は新株予約権を付与する場合には金銭の払い込みや財産上の給付等が必要とされていましたが、改正法は、上場会社の場合には、取締役に対して報酬等として株式を発行し又は自己株式を処分するときは、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないこととしました。新株予約権も同様です。

(4) 事業報告による開示の充実（改正「会社法施行規則」第 121 条第 4 号～第 6 号の 3）

旧法下の事業報告による会社役員の報酬等に関する開示の内容は不十分であり、事業報告の開示事項を充実させるべきと指摘されていました。

改正法の下では、改正「会社法施行規則」により、事業報告における取締役の報酬等の情報開示に関する規定の充実が図られています。

3. 会社補償・役員等賠償責任保険契約に関する規律の新設

(1) 会社補償に関する規律の新設（改正法第 430 条の 2）

役員等の責任を追及する訴えが提起された場合等に株式会社が費用や賠償金を補償すること（会社補償）は、利益相反取引に該当する可能性があります。旧法には、この点について直接に定めた規律はありませんでした。

改正法は、株式会社が会社補償をするために必要な手続や会社補償をすることができる費用等の範囲に関する規定が新設されました。

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する規律の新設（改正法第 430 条の 3）

改正法はまた、株式会社が役員等を被保険者とする会社役員賠償責任保険（D&O 保険）に加入することについても新たに規定を設け、保険の内容は、株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）の決議により決定しなければならないこととしました。

4. 社外取締役に関する改正

(1) 業務執行の社外取締役への委託（改正法第 348 条の 2）

社外取締役が業務を執行した場合には社外性を失うとされているため（旧法第 2 条第 15 号イ）、旧法下においては、社外取締役が期待されている行為をすることが妨げられる可能性があります。

改正法は、会社と取締役の利益が相反する状況にあるときなど、取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときには、その都度、取締役（取締役会設置会社の場合は取締役会）の決定により、当該会社の業務執行を社外取締役に委託することができるものとし、この決定に従って社外取締役が業務を執行した場合には、当該業務の執行は、業務執行取締役の指揮命令によりなされたときを除き、社外取締役の要件を定める会社法第 2 条第 15 号イの「業務の執行」に該当しないことを明確に規定しました。

(2) 社外取締役の設置の義務化（改正法第 327 条の 2）

旧法下では、事業年度末日時点で監査役会設置会社、公開会社かつ大会社であって、有価証券報告書提出義務を負う会社であっても、株主総会で理由を説明すれば、社外取締役を置かないことができたが（旧法第 327 条の 2）、改正法は、これらの会社については、一律に社外取締役の設置を義務付けることとしました。

5. 社債の管理に関する規律の新設（改正法第 714 条の 2～第 714 条の 4、第 737 条第 1 項）

社債の管理について、旧法は社債管理者の制度を定めていますが、権限が広く、責任が重いためになり手の確保が難しく、利用コストも高くなるといった指摘がありました。

改正法は、社債管理者と比べて責任と権限が限定された社債管理補助者の制度を新設し、社債管理者が選任されない場合、会社は社債権者のために社債の管理の補助を社債管理補助者に委託することができることとしました。

6. 株式交付制度の新設（改正法第 2 条、第 774 条の 2～第 774 条の 11、第 816 条の 2～第 816 条の 10）

自社の株式を対価として他の会社を買収し、子会社化する手段として株式交換の制度がありますが、旧法の下では、これは完全子会社とする場合でなければ利用できません

でした。その他の方法としては、他の会社の株式の現物出資を受けて自社の株式を発行するという構成をとることもできますが、募集株式の発行に関する手続きが複雑でコストが掛かるという指摘がなされていました。

そのため、改正法は、買収会社が被買収会社を子会社とする組織再編手続の一つとして、被買収会社の株主から被買収会社の株式を譲り受け、その対価として自社株式を被買収会社の株主に対して交付するという株式交付制度を新設しました。

## 7. その他

- (1) 社債権者集会の決議による社債の元利金の減免に関する規定が明確に規定されました（改正法第 706 条第 1 項第 1 号）
- (2) 議決権行使書面の閲覧・謄写請求の理由の開示義務、拒絶事由が明文化されました（改正法第 311 条第 4 項、第 5 項）
- (3) 会社の支店の所在地における登記が廃止されました（旧法第 930 条～第 932 条の削除）
- (4) 成年被後見人等の取締役欠格条項が削除され、その取締役就任等に関する規定が新設されました（改正法第 331 条第 1 項、第 331 条の 2）

【渡部祐大】

本ニューズレターは一般的な法律情報を提供するものであり、個別事案の処理につき法的助言を提供することを目的とするものではありません。個別事案の処理にあたっては、関係政府機関又は専門家にご相談ください。本ニューズレターの内容につきご質問等がございましたら、[info@lexhh.com](mailto:info@lexhh.com) までご連絡ください。